

氏名(本籍)	もり や まさ ひこ 守屋正彦(山梨県)		
学位の種類	博士(芸術学)		
学位記番号	博乙第1626号		
学位授与年月日	平成12年3月24日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	芸術学研究科		
学位論文題目	近世武家肖像画の研究		
主査	筑波大学教授	Dr. phil	中山典夫
副査	筑波大学教授		角井博
副査	筑波大学教授	文学博士	相馬隆
副査	東京家政学院大学教授	博士(芸術学)	眞保亨

論文の内容の要旨

我国近世の武家肖像画に関する研究は、いまだ体系的な論考を見ない。近年、地方の美術館での在地領主に係る資料として、また中央にあって歴代将軍の肖像として展覧されるようになったが、そこでは、作家や作品の研究、図版解説が主力で、それら近世の武家肖像画が、中世からどのように変化し、どのように新たな展開をなしたのかという美術史学の観点からの研究は、いま端緒を開いたばかりというべきであろう。

このような事情の中にあつて、対象とすべき事例を武田氏の肖像画に限定し、中世から近世への移行期の肖像画表現に見られる変化の過程を美術史学の方法に従つて考察しようとするのが本論文の目的である。武田氏の肖像画が選ばれたのは、一つには、それが同族的、地域的資料として全国的に見ても稀なほど損なわれずに伝存することであり、二つには、そこに武家肖像画としては珍しく同一の肖像画題の継続が見られ、それらが武家肖像画の時代的な変化を確認できる好個の資料となり得るからである。

本論文は、序文に続く六つの章、結語、巻末の参考文献表、そして別冊の図版から成る。

本論文は、本論に入るに先立つ序文に於いて、「肖像」とは何かという美術史学にとって重要な問題が、像主(あるいは注文主)と作者との関係という観点から、我国の上古、中世の作例を振り返りながら論じられる。そしてそれを踏まえて、「武家肖像画の成立と展開」と題する題1章では、武家肖像画がどのような歴史を辿り、また近世への移行期にどのような形式の肖像画が制作されたかが、膨大な資料を基に述べられる。続く「武家肖像画の地域的展開」と題する第2章に於いては、武田氏に関わる肖像画が、中世から近世への時代の転換期にどのような位置に属していたかが考察される。またこの章では、国人層の在地領主である穴山氏の肖像画についても触れられるが、それは、これら甲斐領国の肖像画が比較的まとまって伝存し、地域史的研究が容易とされ、そこに戦国期から近世にかけての領主層の肖像画に見られる表現の変化を歴代の画像から窺うことができるからである。次に「長谷川等伯筆成慶院本武田信玄像について」と題する第3章では、近世の武家肖像画の像主確定の方法が、長谷川等伯筆の「武田信玄像」を中心に考察され、等伯の上洛初期の制作について新たな解釈がなされ、それを通して、近世の肖像画作成の一端が明確に示される。またこの章では、伝真壁道無像が取り上げられ、この作品との関連から地方様式の問題が論じられる。すなわち、近世へ移行する時期に関東地域に同傾向の肖像表現が見られるのではないかという仮説が立てられるのである。

以上の第1-3章に於いては、いまだ中世の肖像画形式を受け継ぎながらも、そこに現われつつあった近世的

表現への変化の兆しを見るのであるが、続く「近世武家肖像画に見る神格表現について」と題する第4章では、像主あるいは肖像の注文主の制作への関与について神格表現を中心に稿が進められる。ここでは、たとえば人が神になる肖像画の過程を織田信長、豊臣秀吉、徳川家康に見、併せて、この時期の像主と画家の関係が考察される。そして、「近世武家肖像画に見る集団肖像画の成立と展開」と題する第5章では、江戸期に制作された「武田二十四将図」と「徳川十六将図」、「徳川二十将図」などについて、前章で見た歴史上の人物の神格表現のさらなる展開としての仏画的な構成を確認しながら、亡き像主の肖像画の需要とその背景が考察される。そして「江戸時代における武家肖像画の展開」―肖像概念の多様性について―と題する最後の第6章に於いて、浮世絵の中にまでさまざまな姿で登場する、肖像画制作の本来の意味から遠く離れた近代に通じる肖像画の多様性が、江戸期の出版文化と併せて論じられる。

審査の結果の要旨

「肖像」を論ずるとき、最大の問題は像主（あるいは注文主）と作者の関係である。比重が前者に偏れば、ときとしてそれは美術作品でなくなり、後者に偏れば、肖像でなくなる。この微妙なバランスの上で揺れ動きながら、肖像はその美術様式を変えて行く。この大前提に立って本論文は、戦国時代から江戸末期までの我国近世の肖像の変遷を、武家肖像画、それも武田氏肖像画に焦点を当てて論じたものである。この焦点の当て方は、筆者が甲斐の国出身という偶然もあるのだろうが、結果から見ればまさにそれは、筆者の慧眼以外のなものでもなかった。何故なら、そこにこそ質量ともに広範な時代の考察に耐え得る申し分のない資料が得られたからである。以下に、この長大な論文の特に卓れた功績をいくつか挙げて、評価の材料とする。

筆者は、中世から近世への肖像制作の意識の変化の一つを像主の服飾に見る。位階に応じた服飾のきまりは、中世以前に於いて位階遵守からも当然のことであった。しかし近世初期の武家の肖像にあっては、服飾そのものがかつてのヒエラルキーを取り払う象徴として使われたというのである。そしてそのような不遜な事例として、豊臣氏に従った武将に一樣に見られる束帯姿の肖像画が挙げられ、ここに、近世の初頭、すなわち織豊期に於ける中世のシステムの破壊、新しい絶対的な支配のための制度や文化の創造の意思を見るのである。

続いて筆者は、この服飾のアナーキズムに支配者の神格化の兆しを見、ここに筆者のいう近世日本の絶対王政のプロパガンダの一形式が用意され、それがたとえば徳川家康の肖像画、すなわち東照権現像によって完成されたとし、さらにはそれが、「徳川十六将図」などの仏画的構成を持つ集団肖像画を生んだとするのである。

さらに本論文の顕著な功績の一つを挙げるならば、近世に於ける武家肖像画の変遷の一形式として近世の美術家の肖像制作への能動的な関与を取り上げたことである。それは、一方では渡辺華山の例に見る如く高度な美術作品を生んだが、他方では、市場性を得ることを美術家の評価とする大衆文化の成熟と繋がったとするのである。そしてここに、出版を背景としたあらゆる種類の人気者を描く浮世絵の発展と、武家肖像画の変形である武者絵の流行を見ようとするのである。

以上に挙げ得たいくつかの点からも、本論文が独自性のある高度な論攷であり、今後の日本近世絵画史、なかならず近世肖像画史の研究に大いに貢献するものであることが認められる。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。